

時代の要請に応える学校経営

～ 学校の危機管理・安全管理を徹底する学校経営の推進 ～

I はじめに

多くの人々が自然災害に見舞われることが年々増えている。昨夏も台風の影響から北九州では佐賀県を中心に町全体が雨水に埋まった。また千葉県では台風による強い風雨のあと県南部が大規模停電に見まわれ、停電の全戸解消までに15日間を要した。さらに19号台風は、東日本を中心に数十年に一度という大きな被害をもたらした。山梨県においても、JR、高速道路、国道は不通となり、都内へのアクセスは一時絶たれた。多くの死傷者を数えるような大災害には至らないものの、流通をはじめ多方面へ影響を与えた。

一方で、自然災害に限らず、児童生徒の通学路、通学状況・方法にも細心の注意が必要となってきた。昨年5月28日、通学時間帯に「川崎市登戸通り魔事件」が起きた。2人の死者と18人の負傷者をだしたこの事件は、私たちに衝撃を与え、「学校管理下」「通学」ということをあらためて見直し、児童生徒の命を守る、安心・安全な学校、信頼される学校が求められていることを再認識した。

学校の危機管理の目的として、不慮の事故・事件や非常変災等が発生したとき、先ず児童生徒や教職員の生命を守ること、施設・設備の保持等のために、混乱することなく、迅速かつ適切な対応ができること、全教職員の共通理解のもとに万全の体制を確立することが求められる。さらに、児童生徒等の安全を保障すること、学校教育活動全体を通じ、児童生徒に自らの安全を確保することが出来る基礎的な資質や能力を継続して育成していくことなどが求められている。各校において校長の指揮の下、児童生徒の危機管理意識を高める取り組みをさらに推し進めて行くべきである。

II 研究の概要

1 研究のねらい

本研究は、2年計画の2年次であり、各校の取り組みや課題を実践発表として出し合い、研究討議を中心に進めている。そのねらいとしては、各校長の学校の危機管理・安全管理に関するビジョン、それに基づく具体的な取り組みの様子を相互に情報交換することで、より実効性のある実践方法を学び、各学校において改善と改良を積み重ねることにある。

2 研究内容

- (1) これからの学校教育に係る危機管理・安全管理のあるべき姿について。
- (2) 各校の実践における校長の関わりを確認する。
- (3) 校長の関わりという観点から、各校の課題を確認する。
- (4) 各校の課題に対する解決策を検討する。
- (5) 解決策をもとに各校で実践し、成果と新たな課題を確認する。

3 研究実践

(1) 取組み内容

今年度の発表を大きく二つのカテゴリーに分けると事件や事故の未然防止に関する

取組みと、発生時の迅速かつ適切な対応力育成に焦点を当てた取組みに分けられる。

① 事前の危機管理（リスクマネジメント）の重要性に関わった取組み

② 発生時の危機管理（クライシスマネジメント）についての取組み

(2) 各校の取組み 気象災害への対応～勝沼中の取組み

① 「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止等の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）」への対応

② 山梨県学校防災指針「自然災害対策編」の改訂について（依頼）」への対応

③ 勝沼中における、防災情報に対する対応と土砂災害に関する警戒区域の確認

勝沼中では自然災害への備えとして、危機管理マニュアルの見直しを行っている。中でも、水害・土砂災害について、ここ数年の降雨期における被害多発を受け、国による「水防法」「土砂災害防止法」改正や防災情報の伝達方法の変更（5段階の警戒レベルによる避難情報発令）等への対処が必要となってきた。したがって、「水害・土砂災害」にかかわり、「甲州市土砂災害ハザードマップ」における警戒区域に在住する世帯の確認をするために、「確認票」提出への協力を依頼していく。なお、確認内容を年度当初に作成・提出してもらう「家庭環境調査票」中に新た該当欄を設け学校、学年、学担が把握することとする。

④ 「小・中連携による防災」の推進

ハザードマップの確認作業、「家庭環境調査票」への確認記載作業は、学区内4小学校との連携が必須である。小中、兄弟姉妹の関係から作業を共有してもらう必要がある。また、この作業の中から家庭内での防災に関わる会話も生まれるものと期待したい。家庭内においては、年齢的、体力的に長けている者がその意識を深めることだろう。年長である本校の生徒がそういった意識を覚えるには有効である。

### Ⅲ まとめと課題

1 危機管理、安全管理に関わる校長の意識を「見える化」することである。学校経営方針に危機管理や安全管理の目標を示すこと、各種防災計画において作成・改善の基本方針を明示すること、関係行事に計画段階から関わるとともに、職員会議等を通して目的や意義を教職員に周知徹底することである。

2 「第2次学校安全の推進に関する計画（29年3月文部科学省）」、「山梨県学校防災指針（31年3月版）」から、今後さらに児童生徒の危機管理意識を高め、危険回避能力や危機対応能力を育成していくカリキュラムマネジメントが必要である。

3 学校の危機管理、安全管理を徹底していく上で「小中連携の防災」をさらに推進していくことも研究の柱として位置づけていくべきである。

4 おわりに

今後、危機管理、安全管理に関わる校長の役割を、各校における学校経営の場で実践し、本研究のテーマである「学校の危機管理・安全管理を徹底する学校経営の推進」に向けて、これからも日々努力していく所存である。

（研究部長 柴田 幸也）